



平成29年度第13号(8月)発行
千葉県北部家畜保健衛生所
東部・北部家畜防疫獣医師会
〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1
Tel : 0478-54-1291 Fax : 54-5996
夜間・休日緊急(転送されます)
(公社)千葉県畜産協会
〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

千葉県産の鶏卵からサルファ剤 検出(食品衛生法第11条第3項違反)

県保健所がモニタリング検査として県内直売所に出荷された鶏卵を
買い上げ、薬剤の残留検査を行ったところ、基準値を超えるサルファ
剤(スルファモノメキシム)が検出されました。

8月24日、保健所長は生産者に対して当該品の回収を命じました。
家畜保健衛生所においても、当該生産者に対し、改めて医薬品の
適正使用を指導しました。

EU(欧州連合)・韓国では、8月以降、鶏卵から殺虫剤成
分(フィプロニル)が検出され、回収・廃棄されています。

※フィプロニル・・・ペットのノミやダニを駆除するために使用される殺虫剤成分。
ヒトが大量に摂取した場合、嘔吐や意識障害を引き起こす恐れがある。

動物用医薬品として鶏への使用は承認されていない。

! 安全な畜産物を生産するために、以下の点を守りましょう。

- ① 未承認の医薬品は使用しない。
- ② 医薬品は定められた用法・用量・使用禁止期間(休薬期間)
等を守る。
- ③ 医薬品の使用記録をつける。(投薬歴を従業員間で共有す
るとともに、原因究明時にも有効です。)
- ④ 動物用医薬品指示書、出荷制限期間指示書は使用記録と
ともに保管する。
- ⑤ 上記①～④を農場内で医薬品を使用する者全員で徹底する。

北部家畜保健衛生所 Tel.0478-54-1291 Fax.0478-54-5996
※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください